

中学校給食の食物アレルギー対応

●問い合わせ●

秦野市学校給食センター（はなのっ子キッチン）
電話 0463-86-6525（直通）

中学校給食の食物アレルギー対応は、文部科学省の学校給食食における食物アレルギー対応指針に基づいて安全・安心を最優先とし、原因物質の完全除去対応（給食を提供する又は提供しない）を基本としながら、食物アレルギーをもつ生徒にも可能な限り給食を提供できるよう、次のとおり対応を行います。

<対応>

A 除去食

特定原材料（発症数や重篤度から加工食品に表示が義務付けられている原因物質）8品目の「卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに・くるみ」を含む献立は、調理過程で除去することが可能な場合、全ての特定原材料を除いた「除去食」を専用容器で提供します。

B 飲用牛乳停止

乳アレルギー又は牛乳を飲むと体調を崩しやすい生徒は、保護者の申請に基づき飲用牛乳の提供を停止します。

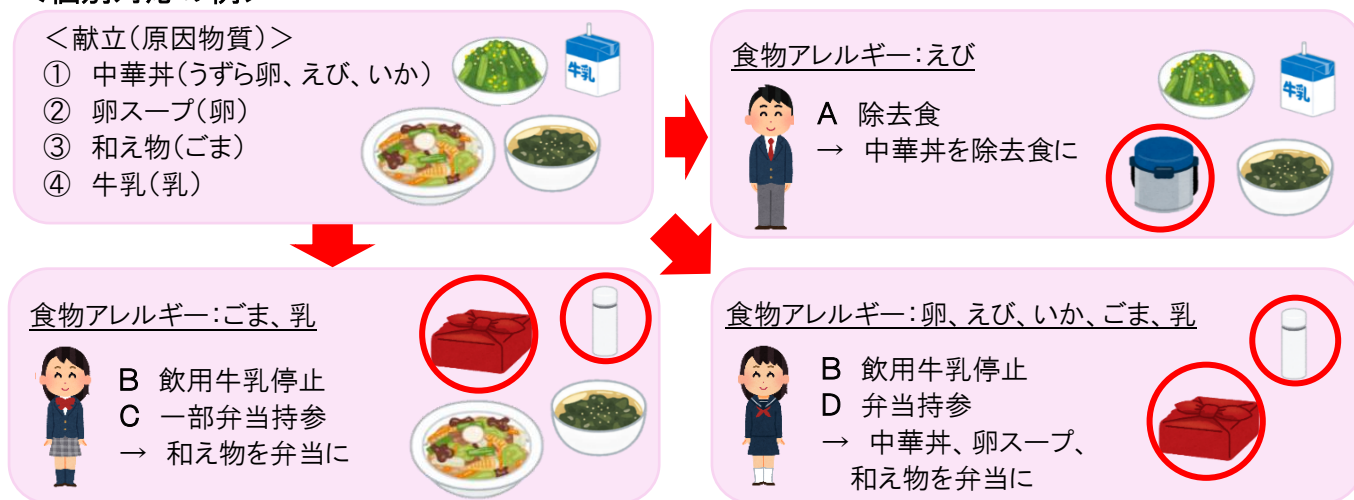
C 一部弁当持参（給食の一部停止）

食べられる献立は提供し、原因物質を含む献立（除去食対応できないもの）は替わりとなる弁当を家庭から持参していただきます。

D 弁当持参（給食の完全停止）

重篤な食物アレルギーや配慮が必要な原因物質が多い場合などは、誤食のリスクが高いため給食を停止し、毎日替わりとなる弁当を家庭から持参していただきます。

<個別対応の例>



<食物アレルギー対応の申込み>

- 対象者は、医師の指導を受けて食事療法を行っている生徒です。かかりつけの医師に、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の作成を依頼してください。
- 「学校給食における食物アレルギー対応希望申込書」に必要事項を保護者が記入し、医師が作成した「学校生活管理指導表」を添付して、入学前の面談までに進学先の学校に提出してください。提出後、生徒、保護者、学校及び栄養士で面談を行い、応方法を決定します。
- 提出書類の様式は、進学先の学校からお受け取りください。
- ※ 小学校での給食とは異なり、生の果物（りんご等）が提供される場合があります。
- ※ 乳糖不耐症により飲用牛乳の停止を希望する場合は、「学校給食停止届（飲用牛乳含む）」を進学先の学校に提出してください。学校生活管理指導表及び学校給食における食物アレルギー対応希望申込書の提出は不要です。